

第11章 許認可・進出手続き

1. 進出手続き

(1) 現地法人（新法人設立）

現地法人を設立するにあたって多くの企業が選択する非公開（株式有限責任）会社の設立の流れは図表 11-1、設立後の主な手続は図表 11-2 の通りである。

図表 11-1 非公開会社設立の流れ

項目	概要・特記事項
会社名の承認	<p>会社名の申請は、会社登記局（Registry of Company : ROC）に Form No. INC-32（SPICe）を提出して申請を行う必要がある。商号については、ウェブで予約して Reserve Unique Name を申請し、ROC の中央登録局（Central Registration Center : CRC）から予約の承認がなされる。予約は承認後 20 日間有効である。</p> <p>Form No. INC-32（SPICe）に添付して提出すべき書類は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会社の基本定款、附属定款 ・ 住所の証明書、2 ヶ月以内の公共料金の請求書の写し ・ 署名者及び取締役の宣誓供述書および住所を証明する書類（譲渡証書、賃貸借契約書など）など <p>原則、授權資本金額によって異なる会社登録費用を支払わなければならないが、条件を充たせば登録費用がかからないケースもある。</p>
会社設立証明書の取得及び資本金の受領・株式の発行に関する報告	<p>各会社の設立・存在を法的に証明する「会社設立証明書」（Certificate of Incorporation）を、企業登録局の代理となる CRC より取得する必要がある。会社設立証明書を取得後、銀行口座を開設し、株主より資本金の受領後 30 日以内に、RBI に対して資本金の送金額を事後報告する必要がある。また、資本金受領後には会社法において 60 日以内に株式を発行する必要があり、終了後 30 日以内に同じく RBI に報告する必要がある。</p> <p>なお、事業年度に関しては新会社法が施行され、原則として全ての会社が 3 月末を事業年度として定める必要がある。ただし、インド国外の親会社の決算期に合わせるなど会社法に規定された例外要件に当てはまる場合には、会社法審判所（National Company Law Tribunal : NCLT）の承認を得て 3 月以外を決算月とすることができる。</p>

図表 11-2 現地法人設立後に実施すべき主な事項

項目	概要・特記事項
取締役会の開催	登記日から30日以内に開催する必要がある
資本金の振込、株式発行	銀行口座を開設、出資者が資本金を振り込む 株式発行後30日以内に、インド準備銀行（RBI）に対して直接投資の事後報告を行う必要がある
PAN、TANの取得	法人所得税の申告書等に記載する会社の基礎番号であるPAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）を取得する
その他	業態に応じて、輸出入を行う際に必要となる「Import Export Code」、サービス税を支払う際に必要となる「Service Tax Number」、仕入や販売に必要な「VAT Number」などを取得する必要がある

なお、業種によっては事前に産業ライセンスやインド政府の許認可を取得しなければならない。その制限は少なくなってきており、現在は以下のいずれかに該当するのみとなっている。

- ・ ライセンスが義務付けられている業種：航空宇宙用・防衛用電子機器・産業用火薬など
- ・ 規制地域への進出：グレイタームンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイ、バンガロールなど、1991年国勢調査時点における人口100万人超の23都市から25km以内に立地する場合
- ・ 1986年環境保護法で提示された特定産業：殺虫剤、大量薬品・製薬、石綿及び石綿製品など
- ・ 一定の金額基準を超えたプロジェクト：河川・渓谷に位置するプロジェクト、石油化学コンビナート、新規工業団地建設など
- ・ 森林保護区域や国立公園、保護区域、政府の管理下にある土地から半径10km以内のプロジェクト

(2) 現地法人（インド地場企業からの株式取得）

インドに現地法人を設立するには、自ら直接投資を行う以外に、設立済み法人の株式を取得する方法もある。

インド居住者からインド非居住者に対して現地法人の株式を譲渡する場合には、インド準備銀行（RBI）が定める株式発行譲渡価格規制（いわゆる「プライシング・ガイドラインズ」、以下同様）の対象となる。同規制は、2022年1月14日付で、SEBIの通達により改正され、その中で上場株式の第三者割当価格に関する規制が改正された。具体的には、上場企業の場合には、インド証券取引委員会（SEBI）の価格決定ガイドラインに従って行われる株式の第三者割当（preferential issue）の割当価格を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。また、非上場企業の場合は、SEBIの登録を受けたカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が算出する公正評価額（fair value）を基準として、基準価格以上の価格で株式を譲渡する必要がある。

(3) 駐在員事務所・支店

駐在員事務所や支店の設立手順の流れは、図表 11-3 の通りである。ポイントとなるのはインド準備銀行（RBI）からの許可取得である。

図表 11-3 駐在員事務所・支店の設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への申請と許可の取得	インド準備銀行（RBI）の個別許可が必要となる（一定の要件を満たすことで自動的に認可されることはない）
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）からの開設許可後30日以内に、認可を受けたことを届け出る届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

(4) プロジェクト・オフィス

プロジェクト・オフィスの設立にあたっては、インド国内でのプロジェクト遂行に関する契約をインド企業と締結し、かつ、下記の4条件のうちの一つを満たす場合にはインド準備銀行（RBI）の承認は不要である。

- ① プロジェクトのための資金が、海外からの送金により賄われる
- ② プロジェクトのための資金が、国際金融機関（世界銀行など）の融資などにより賄われる
- ③ プロジェクトが管轄当局から許可を取得している
- ④ プロジェクト契約を発注する企業が、インドの公的金融機関または銀行からタームローンの設定を受けている

プロジェクト・オフィスの設立手順は、図表 11-4 の通りである。

図表 11-4 プロジェクト・オフィス設立の流れ

項目	概要・特記事項
インド準備銀行（RBI）への開設届出	会社名、受注したプロジェクト内容等をインド準備銀行（RBI）に届け出る
企業登録局（ROC）への登録	インド準備銀行（RBI）への届出後30日以内に、ROCに登録する必要がある届出が完了することで、営業拠点設立証明書が交付される
PAN、TANの取得	PAN（Permanent Account Number）や、源泉徴収番号であるTAN（Tax deduction Account Number）の取得を行う

なお、外国法人がインドに恒久的施設（Permanent Establishment：PE）を持っていればインドにて課税される。

日印租税条約では以下のものが PE に該当するとされ、物理的施設のみならず一定期間の建設工事監督や代理人がいることが PE に該当することもあるため、注意が必要である。

支店、事務所、工場、作業場などの事業を行う一定の場所

建築工事現場または建設・据付・組立工事で 6 ヶ月以上存続する場合

建築工事などに関連して監督活動を 6 ヶ月超行う場合

契約締結、在庫管理、注文取得活動を行う代理人（独立した代理人は除く）

インド税務当局に PE 認定された場合、あるいは PE 組成が確実と認められる場合は、PE としての税務コンプライアンスを満たさなければならない。また、当該 PE に関して出張し、PE が費用負担する場合の出張者は、短期滞在者免税制度を提供することができず、インドで個人所得税の納税義務が発生する。

2. 撤退・倒産処理手続き

(1) 概要

インドにおける会社の清算方法は、以下の 2 パターンに大別される。

- ① 任意清算 (Voluntary Liquidation) : 株主総会決議に基づく清算
- ② 強制清算 (Liquidation) : 債務超過や法定報告を行わなかった場合などにおいて裁判所が主体となって行う清算
- ③ 除名 (Strike-Off) : ROC からの除名による会社清算で、特に事業運営が既に停止している、停止に近い状況にある企業が検討できるメカニズム
- ④ 合併・企業統合 (Merger/Amalgamation) : 合併会社の株式の買い増し、売却に関しては、取引価格に制限があり、Authorized Dealer 銀行を通じたバリュエーションレポートの提出が求められる

インドでの事業からの撤退・拠点閉鎖の障害になりうる法令上の制限としては、1947 年産業紛争法が存在する。1947 年産業紛争法では、従業員数が 100 人（ラジャスタン州では 300 人）を上回る場合には、閉鎖 90 日以上前に州政府に申請し、許可を取得することが必要である。

また、従前、1956 年会社法下で運用されていた会社清算は、任意清算にせよ強制清算にせよ裁判所が関与する手続であり、関係当局から残債務のないことやコンプライアンス違反のないことの確認を要するなど、その完了までに極めて長期の時間がかかり、撤退・拠点閉鎖の手法としては必ずしも現実的な選択肢ではなかった。また、統一的な倒産法は存在していなかった。しかし、後述する 2016 年に施行された破産倒産法により、会社再建手続は手続開始決定から最大 270 日以内に、同手続内において再生計画が承認されない場合には清算手続に移行するが、2 年以内に清算手続が完了するタイムラインが定められたことにより、大幅な清算処理の迅速化が図られた。さらに、破産倒産法においては、株主と債権者の手続は統合され、これまでより強い権限が債権者に認められている。管財人としてインド破産倒産委員会のメンバーとして登録されている倒産専門家が任命される。

(2) 設立形態別の閉鎖の容易性

設立拠点の形態によって、閉鎖の容易度は大きく異なる。詳細は図表 11-5 の通り。

図表 11-5 設立形態別の閉鎖の容易性

拠点の形態	閉鎖の容易性
駐在員事務所	閉鎖を前提としているため、閉鎖の手続きは容易である
プロジェクト・オフィス、支店	駐在員事務所と同様に比較的容易ではあるが、営業利益を上げることが前提であるため、それに係る税務上の承認に若干のリスクがある
現地法人	閉鎖は前提とされておらず、清算には会社法審判所の承認が必要である

(3) 有限責任会社の拠点閉鎖にあたっての現実的な対処例

現実的な対処方法としては、合弁パートナーまたは第三者への株式譲渡などが利用されている。また、従業員数が 100 人未満の場合には政府へ通知するだけで良いとされているため、部門ごとに分社化する会社や、希望退職を募るなどして各社の従業員数を 100 人未満とする会社も見られる。

なお、撤退時に伴う問題を最小限に抑えるためには、進出時から撤退基準・撤退要件を明確に把握しておくことが必要である。その上で、例えば、インド法人の株式を、日本の親会社が直接保有するのではなく、間接的に保有する形とすることや、合弁で出資をする場合は、パートナーとの合弁契約書に撤退要件などを定めておくことなどの対策が考えられる。

(4) 破産倒産法

2016 年 12 月 1 日、破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016。以下、「破産倒産法」という) の主要部分が施行された。破産倒産法が制定される前、インドにおいては統一的な倒産法制が存在せず、シックカンパニー(経営不安に陥った企業)に関する SICA (Sick Industrial Companies (Special Provisions) Act, 1985)、会社法などの複数の法令が適用されていた。SICA は特定の業種の会社のみ(主として製造業)を対象としていたものの、インドの倒産手続の中で中心的な役割を果たしてきた。もっとも、実務上は SICA 以外にも複数の倒産手続が並行して係属することも多く、実効的かつ単一の倒産法制の必要性が議論されていた中で、破産倒産法はそのような問題意識に応えるものとして制定された。尚、破産倒産法の施行に伴い、SICA は 2016 年 12 月 1 日付で失効し、同時にシックカンパニーの再建手続を管轄していた財務省の「産業金融再生委員会」(BIFR、Board for Industrial and Financial Reconstruction)¹¹も廃止された。

¹¹ インド財務省金融サービス局 (Government of India, Ministry of Finance, Department of Financial Services) に設置されていた委員会であり、規制当局の性質を有しながらも公的な見地からシックカンパニーの再建手続を主宰する役割を担っていた。

2020 年には、新型コロナウイルス感染症によって倒産する企業の増加を鑑み、新型コロナウイルス感染症関連の債務不履行（デフォルト）を発端とする破産の申し立てや手続きを最短で半年間、最長で1年間凍結する等の改正が行われた。